

2014年3月7日

島根県議会議長
五百川 純寿 殿

**3月5日の総務委員会審議に疑義があり、
審議のやり直しまたはその他の善処を求める
(緊急要請書)**

島根県有権者83,323筆の署名を付けて条例制定請求した『島根県エネルギー自立地域推進基本条例』は、3月5日、総務委員会の審議に付託されました。しかし、県執行部は、請求代表者側との意見交換の到達点を正しく反映しない資料と説明に終始しました。

その結果、委員からは、「相当な負担が出る。本当に覚悟があるのか」、「省エネ・再エネで生活レベルの維持は困難」、「県財政的にエネルギー自立は非常に難しい」、「実現が困難な条例をつくるわけにはいかない」（3月6日付け毎日新聞）等の意見が出されました。間違った資料と説明をベースにしたことも問題であり、結論も甚だ請求の真意を理解しないものだと考えざるを得ません。

「意見交換の到達点を正しく反映しない説明」と前述しましたが、最終的な委員会の結論に関わる重要な問題点は、以下の2項目です。

(1) その一つは、「総エネルギー消費量に対する、再生可能エネルギーで賄われている割合は、2.6%」（「知事としての意見」）と過小算定している点です。

この「2.6%」なる数値は、再生可能エネルギーから大・中規模水力発電を除外して過小算定されたのが主な原因です。県執行部は、総務委員会で、大・中規模水力発電を除外した理由を「提案された条例の定義にのっとったものだ」（3月6日付け島根日日新聞）と説明しました。だが、条例案では再生可能エネルギーを「太陽光、太陽熱、風力、小水力、バイオマス、地中熱等の自然由来の資源を活用して得られるエネルギー」と正しく定義しています。再生可能エネルギーとは「自然由来の資源を活用して得られるエネルギー」の全てであり、「・・・地中熱等」までは代表的かつ今後島根県が力を入れるべき再生可能エネルギーの例示です。この点は、意見交換会でも説明し、欠落した大・中規模水力発電の復元を両方で合意しました。

この過小評価を正すだけで、「2.6%」は「9.2%」になります。だが、訂正されずに総務委員会に提出・説明されてしまいました。

(2) もう一つは、「県内全域でエネルギーの自立を目指すとするれば、現在の約40倍の再生可能エネルギーの生産が必要」（「知事としての意見」）と、数値「約40倍」を過大算定している点です。

過大算定となった主な原因は、条例案の重要な基本理念の一つである省エネルギー対策

の効果を全く算入していない誤りです。県執行部は、意見交換の席で、「現在の約40倍の再生可能エネルギーの生産」として「『現在の』の文字が付けてある」と釈明しました。だが、上述のように、再生可能エネルギーの現在数値自体が過小算定された上で、今後の省エネルギー対策の効果をゼロにする二重の誤りを犯しています。「約40倍」という数値は間違いで、正しくは、25%の省エネなら「8.1倍」、50%の省エネなら「5.4倍」にすぎません（添付資料参照）。これ以上に高い目標を実行している長野県等の先例もあり、「実現が困難な条例」とは言えないと考えられます。

申請者側は、意見交換の席で、この二重の誤りを指摘し、制定請求した条例内容を歪める誤った資料は訂正すべきことを申し入れました。だが、条例内容を歪める誤った資料は、訂正もなく5日の総務委員会に提出され、県執行部は、「実効性ある計画ではない」と結論付けました（3月6日付け島根日日新聞）。

県執行部は、県執行部提出資料と申請者側提出資料の双方につき説明しましたが、複数の委員から、県執行部提出資料には問題があるとの指摘がなされました。しかし、大屋委員長は、委員会ほどの数値を正しい数値として採用するかの確認をされませんでした。その結果、委員会としての「共通・公認のデータ」を持たないまま、冒頭の各委員の発言となり、採決に至ったものです。

事は、数値の問題だけでなく、島根県と県民の将来に深く関わる問題であり、多くの県民の願いです。ついては、請求の趣旨に賛同の意見が多いことから、次のことについて再考されたい。

- 一、請求の趣旨を生かすべく、なお時間をかけて検討を行なうこと。
- 二、県議会としても、別途研究会を設ける等して分析を深めること。

私たち請求代表者は、この総務委員会の審議に疑義があり、審議のやり直しまたはその他の善処を要請するものです。

以上、御賢察の上、議長としての対処方、宜しくお願い致します。

「島根県エネルギー自立地域推進基本条例」制定請求代表者

北川 泉

高橋 泰子

多賀 礼子

中村 榮治